

鳥取県教育委員会告示第2号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2第1項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の2の規定に基づき、技能教育のための施設及び連携科目等を次のとおり指定したので、同令第33条の3の規定により告示する。

平成19年1月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

中央高等学園

倉吉市東巖城町162-2

2 連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
商品と流通	商品と流通
情報処理	情報処理

3 指定年月日

平成19年1月22日